

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されます。

企画調整室

10月11日から29日にかけて生物多様性条約第10回締約国会議（いわゆる「COP10」）が開催されます。（10月11日から15日にかけては生物多様性条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書第5回締約国会議（いわゆる「MOP5」）との位置づけです。）これは、1997年（平成9年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議に並ぶ国内で開催される大きな国際会議です。

COP10では名古屋国際会議場において各国の代表者で会議等が行われる一方、近隣の白鳥会場等を中心に生物多様性保全をキーワードとした展示（生物多様性交流フェア）等が行われます。

生物多様性交流フェアには農林水産省の展示ブースが設置され、その中で林野庁が取り組む生物多様性の保全をテーマとしたPRを行っています。国有林が取り組んでいる森林の管理がどのように生物の多様性保全に役立っているのかとの視点で展示ブースを見て頂くことができます。

1992年にリオ・デ・ジャネイロ（ブラジル）で国連環境開発会議（いわゆる「地球サミット」）が開催され、生物多様性条約や気候変動枠組条約が採択されました。

気候変動枠組条約については、1997年に京都で第3回締約国会議（COP3）が開催され温室効果ガス抑制対策のあり方を定めた「京都議定書」が採択されるとともに、毎年締約国会議が開催されており、昨年2009年には第15回締約国会議（COP15）がコペンハーゲン（デンマーク）で開催されました。

生物多様性条約については、2002年にハーグ（オランダ）で第6回締約国会議（COP6）が開催され、「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに大きく低減させる」との2010年目標が採択されました。昨年2009年に第9回締約国会議（COP9）がボン（ドイツ）で開催され第10回目、すなわち名古屋市でCOP10を開催することが採択されました。

このCOP10では、遺伝子組換え生物にかかる国際的なルールについての検討など様々な事項について議題となりますが、やはり森林管理に関することとしては「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた2010年以降の各国共通の行動計画を定める」ことが大きなテーマといえます。

日本国内では平成20年に生物多様性基本法が制定、平成22年3月には生物多様性国家戦略が策定されるなど、生物多様性の保全に向けた方針が示され、国有林としても「国有林野の管理経営に関する基本計画（全国計画）に生物多様性の保全を明記するなど積極的に対応しているところです。もちろん、全国計画に即して中部森林管理局は森林計画区ごとの計画を策定し、それを遵守しつつ森林の管理経営を行っています。

国有林では、森林における生物の多様性の保全と持続可能な利用を図る上では、流域等の一定の面的な広がりの中で、樹種や林齢等の異なる様々なタイプの森林が、それぞれ時の経過とともに様々な要因によって常に変化しながらも、バランス良く分散的に配置されることが望ましいと考えています。また、当然守るべき自然環境は適切に保全管理活動を実施することが必要と考えています。生物多様性交流フェアではこうした取組を中心にパネル等で林野庁、中部森林管理局の取組をPRしています。